

令和7年度

**指定障がい福祉サービス事業者等
集団指導
(児童編)**

大阪市福祉局障がい者施策部

実地指導等における主な指導内容

1 サービス提供にあたって

2 給付費の各種減算について

3 給付費の各種加算について

総合的な支援の推進 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、支援は、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することが基本とされました。個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供することが必要です。

（※） 5領域とは

- ・心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」
- ・運動や感覚に関する領域「運動・感覚」
- ・認知と行動に関する領域「認知・行動」
- ・言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」
- ・人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」 を指します。

総合的な支援の推進 2

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な記載において、5領域との関連性を明記することが必要です。
 - ※様式・記載の例については
「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」
(令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡)
を参考にしてください。
- 個別支援計画における支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は、令和6年10月31日までに個別支援計画の見直しのタイミングで行うことが必要です。
(インクルージョンの観点からの記載は居宅訪問型児童発達支援は対象外)

総合的な支援の推進 3

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点などについて、令和6年7月に児童発達支援・放課後等デイサービスガイドラインが更新されましたので、下記リンク先資料を参考に支援を行ってください。

こども家庭庁HP：[児童発達支援・放課後等デイサービスガイドライン](#)

基本報酬における時間区分の創設 1

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

●令和6年4月より、基本報酬において時間区分が創設されました。

時間区分	計画時間
時間区分 1	30分以上 1時間30分以下
時間区分 2	1時間30分超 3時間以下
時間区分 3	3時間超 5時間以下

- ただし、以下の場合は、令和6年4月以降も時間区分はありません。
- ・主として重症心身障がい児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所において、重症心身障がい児に対し支援を行う場合
 - ・共生型又は基準該当の場合
 - ・旧主として重症心身障がい児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合

基本報酬における時間区分の創設 2

- 個別支援計画別表を作成し、計画的に支援を行う必要があります。
- 個別支援計画別表の作成がない場合、時間区分 1 で請求を行う必要があります。

個別支援計画別表

記入例

利用児氏名	月	火	水	木	金	土	日・休日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 ~ 0時00分	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 ~ 0時00分	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分 5時00分	利用開始・終了時間 ~ 0時00分	利用開始・終了時間 ~ 0時00分
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 利用料が定められるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的な値を記入 利用前や利用中・終了後の報告により、連絡の必要時間とは異なる時間区分で算定する必要がある想定される場合（例えば、連絡は1時間だが、予約の間接調整等により3時間になる行が想定される場合）には、想定される具体的な内容を記入 その他の特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入 						
延長支援時間 ※延長支援時間は 通常と異なり それぞれ1時間以上とする	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分 2時00分	【支援前】延長支援時間 ~ 0時00分	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分 2時00分	【支援前】延長支援時間 ~ 0時00分	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分 2時00分	【支援前】延長支援時間 ~ 0時00分	【支援前】延長支援時間 ~ 0時00分
延長を必要とする 理由及び時間	<p>例① 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。</p> <p>例② 保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例③ 保護者の外出、出勤・出席、病気・負傷、看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 例④ 材料延長支援を必要としないが、利用の事情（例）で延長支援が必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 例えば、保育中や予約の都合（短縮調整等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定 						

個別支援計画別表の作成例は [こちら](#) (こども家庭庁HP)

基本報酬における時間区分の創設 3

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 極めて短時間の支援（30分以下）は算定することができません。
- 利用者の都合により、支援の時間が計画より短くなった場合（30分以下の支援になった場合を含む）は、個別支援計画別表に定める計画時間により算定することができます（実績記録票の備考欄に理由を記載ください）。
- 主として重症心身障がい児を通わせる事業所において、重症心身障がい児以外に対して、支援を行う場合は、個別支援計画別表により時間区分を設定する必要があります。

実績記録票の書き方について

● 下記リンク先に実績記録票の様式・記載例がありますのでご活用ください。

厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

令和〇〇年4月分

児童発達支援提供実績記録票

(例)

■旧様式からの変更点

- ・【算定時間数】欄、【家族支援加算】欄、【延長支援加算】欄、【集中的支援加算】欄、【専門的支援加算(支援実施時)】欄、【入浴支援加算】欄及び【子育てサポート加算】欄の追加
- ・【集中的支援加算 支援開始日】欄の追加
- ・【家庭連携加算】欄及び【事業所内相談支援加算】欄を削除
- ・【備考】欄に「家族支援加算」及び「事業所間連携加算」の記載を追加
- ・【備考】欄の「事業所内相談支援加算」及び「家庭連携加算」の記載を削除

日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	算定時間数	送迎加算		食事提供加算	家族支援加算	医療連携体制加算	延長支援加算	集中的支援加算	専門的支援加算(支援実施時)	入浴支援加算
						往	復							
2	月	欠席												
3	水		10:00	15:00	5	1	1	1						
4	木		15:00		5	1	1			1				

欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」と記載する。

医療連携体制加算(Ⅰ)が算定
医療連携体制加算(Ⅱ)が算定
医療連携体制加算(Ⅲ)が算定
医療連携体制加算(Ⅳ)が算定
医療連携体制加算(Ⅴ)が算定

実績記録票の書き方について2

- 開始時間、終了時間は、実際に利用した時間を記載してください。
- 算定時間数の欄には、基本報酬の請求の対象となる時間を記載します。
(原則、個別支援計画別表に記載の計画時間数を記載ください)。
- 利用者の都合により支援時間が短縮された場合には、個別支援計画別表の計画時間により算定することができますが、その場合は備考欄にその旨を記載してください。

インクルージョンに向けた取組の推進

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援】

- 事業者は、並行通園や保育所等への移行を支援するなど、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の取組みを行うよう努めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載し、その実施を行うことが必要です。

<参考>

- ・個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」を参考にしてください。

資料は[こちら](#)

地域移行支援計画の作成

【対象：福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設】

児童発達支援管理責任者は、15歳以上に達した入所児童について障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画を作成することが必要になります

（移行支援計画は、作成後、少なくとも6月に1回以上の見直しが必要です）。

<参考>

こども家庭庁HP：[障害児入所施設における移行支援計画の作成について（周知）](#)
[（令和6年4月26日事務連絡）](#)

作成日：____年__月__日
 作成者：____

別添
 移行支援計画フォーマット

フリガナ				性別	生年月日	年月日（歳）				
氏名					連絡先					
主たる障害名	重複している障害名			手帳の等級	療育	支援区分		行動関連項目合計点数		
					身体					
入所経緯と状態像										
本人の意向										
保護者等の意向										

感染症対応力の向上

【対象：福祉型障がい児入所施設】

感染症発生時に備えた平時からの対応として、

- 指定福祉型障がい児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければなりません。
 - ※取り決めの内容としては、流行初期期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、入所児童が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定されます。
- 指定福祉型障がい児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければなりません。

実地指導等における主な指導内容

1 サービス提供にあたって

2 給付費の各種減算について

3 給付費の各種加算について

定員超過利用減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則 (5)

- 利用定員に対し、定員を上回る利用者を受け入れている場合、減算を適用することとなる場合があります。
例) 定員が50名以下の場合、1日の利用者数が当該定員の150%を超えた場合
定員が11名以下の場合、過去3か月間の利用者の延べ数が、利用定員に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合
- 定員超過減算の規定は、適正なサービスの提供を確保するための規定です。減算にならない範囲であっても、災害等の特別な事情のある場合を除き、利用定員を超える受け入れはせず、他事業所を紹介するなどの対応をしてください。
- 恒常的に定員を超過する状態が続く場合は、その状況を解消するための見直し（利用定員の変更など）を行ってください。なお、利用定員の変更には運営規程の変更が必要です。

サービス提供職員欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（6）

- 基準上必要とされる従業者の員数を満たしていない場合、減算を適用する必要があります。

指定基準の規定により、配置すべき従業者（児童指導員・保育士）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合にはその翌月から、1割の範囲以内で欠如した場合はその翌々月から、人員欠如が解消されるに至った月まで、障がい児全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から3ヵ月以上連続して基準に満たない場合、人員が欠如して3か月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

児童発達支援管理責任者欠如減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（6）

- 基準上必要とされる児童発達支援管理責任者の員数が満たされていない場合には減算を適用する必要があります。

- 児童発達支援管理責任者については、指定基準に定める人員を満たしていない場合、翌々月から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の70で算定してください。
- 減算が適用された月から5か月以上連続して基準に満たない場合、5か月目から解消されるに至った月までの間、所定単位数の100分の50で算定することとなります。

個別支援計画未作成減算

報酬の留意事項通知 第二 1. 通則（7）

- 個別支援計画は、児童発達支援管理責任者による指揮のもと、作成してください。
- 個別支援計画作成にかかる一連の業務を適切に行い、その記録を残してください。

個別支援計画が作成されていない又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は該当する月から当該状態が解消するに至った月の前月まで、当該障がい児につき、所定単位数の100分の70で算定してください。

※ 減算が適用された月から3か月以上連続して当該状態が解消されない場合、3か月目から解消されるに至った月の前月まで所定単位数の100分の50で算定します。

実地指導等における主な指導内容

1 サービス提供にあたって

2 給付費の各種減算について

3 給付費の各種加算について

児童指導員等加配加算

(報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の④)

- 基準の人員配置に加え、下記の区分の職員を配置している場合に、区分・利用定員に応じた単位数の加算を請求することができます (常勤換算1以上の配置が必要)。

区 分	説 明	単位数 (利用定員10名以下)
理学療法士等 (専門職員)	<ul style="list-style-type: none">・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士・ 大学 若しくは 大学院で、心理学又はこれに相当する課程を専修し卒業した者で、個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者又はこれに準じる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者	187単位
児童指導員等	<ul style="list-style-type: none">・ 児童指導員、手話通訳士及び手話通訳者・ 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) 等を修了した者	123単位
その他従業者	<ul style="list-style-type: none">・ その他の従業者 (直接支援に従事する者)	90単位

児童指導員等加配加算についての留意事項

- 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。
- 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等を修了した者には、重度訪問介護従業者養成研修（行動障がい支援課程）又は行動援護従業者研修を修了した者を含みます。
- 特別支援加算を既に理学療法士等（保育士を除く）により算定している場合、重複して算定はできません。

専門的支援体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等(1)の④の2

算定対象	児童発達支援	放課後等デイサービス
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、 心理指導担当職員等	算定対象	算定対象
児童福祉事業で5年以上(※1)の実務経験が ある保育士	算定対象	算定対象
児童福祉事業で5年以上(※1)の実務経験が ある児童指導員	算定対象	算定対象

(※1) 5年以上とは、保育士又は児童指導員の資格を取得してから5年(900日)以上を指しますので、ご注意ください。

- ◎ 専門的支援加算を単独で算定することは可能ですが、「児童指導員等加配加算」と重複して算定する場合、加配対象の1名に、さらに1名分の加配が必要です。(いずれも常勤換算)
- ◎ 基準配置の人員を満たしていない場合、加算を請求することはできません。

家族支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑤

- 令和 6年4月から、家庭連携加算と事業所内相談支援加算が統合されています。
- 加算(Ⅰ)は個別、加算(Ⅱ)はグループでの支援で要件や算定単位が異なります。

区分	実施方法	加算単位数	備考
家族支援加算(Ⅰ)	居宅訪問(1時間以上)	300単位/回	個別
	居宅訪問(1時間未満)	200単位/回	
	事業所等での対面	100単位/回	
	オンライン	80単位/回	
家族支援加算(Ⅱ)	事業所等での対面	80単位/回	グループ
	オンライン	60単位/回	

家族支援加算についての留意事項

- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）
- きょうだいも相談援助等の対象になります。
- 相談を行った記録(日時、対面場所又はオンライン、相談者、対応職員、相談内容等)を記録に残す必要があります。
- 相談援助は、30分以上行うこと。
ただし、短時間の訪問であっても相談援助を行う必要がある場合等は、30分未満も可とするが、事業所等やオンラインでの相談援助の場合30分未満は算定不可。
- オンラインの場合は、原則として、カメラ機能「あり」の状態を実施すること。
- 回数制限あり、加算(Ⅰ)加算(Ⅱ)ともに月4回が限度
例1 個別の相談援助を同一日に、居宅訪問とオンラインで実施した場合は、いずれか一方のみ算定可。
例2 個別とグループでの相談援助を同一日に行った場合は、併算定可。
- 当該障がい児にサービスを提供していない月においては算定できない。

福祉専門職員配置等加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の⑨

加算の対象となる従業者

区分	
I	・ 社会福祉士 ・ 介護福祉士 ・ 精神保健福祉士 ・ 公認心理師 ※ 左記の者で常勤の児童指導員
II	
III	・ 児童指導員 ・ 保育士

福祉専門職員配置等加算についての留意事項

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等 (1) の⑨

- 従業者の異動や退職等の際には、加算の要件を満たしているか、確認する必要があります。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者が、異動や退職したことにより、加算の要件である直接処遇職員として常勤配置している従業者のうち、有資格者（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師）の割合、常勤配置している従業者の割合が該当する加算区分の要件を満たせなくなった時は、加算を算定することはできません。

区分・Ⅰ：有資格者が100分の35以上

Ⅱ：有資格者が100分の25以上

Ⅲ：常勤従業者（児童指導員、保育士）が100分の75以上 又は 勤続3年以上の常勤従業者の割合が100分の30以上

欠席時対応加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑪

- 利用中止の連絡のあった日時、障がい児の状況確認、相談援助の内容を記録する必要があります。

- 利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に、急病等により中止の連絡があった場合であって、障がい児 又は その家族との連絡調整、その他の相談援助を行うとともに、障がい児の状況や、その相談内容等を記録した場合に算定できます。
- 欠席の連絡があった日が、前々日か、前日になるのか計算するにあたっては、事業所の営業日でカウントし、土・日・祝日等が事業所の休業日である場合はカウントに含まれません。

強度行動障がい児支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑫の2

- 強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等を修了した職員を配置すること、実際に強度行動障がいを有する障がい児に対して支援計画を作成し、支援を行うことが必要です。

※児童指導員等加配加算の場合と同様、上記の強度行動障がい支援者養成研修（基礎研修）等とは、重度訪問介護従業者養成研修（行動障がい支援課程）及び行動援護従業者研修を含みます。

個別サポート加算（Ⅱ）

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑫の7

- 事業所が、公的機関と要保護・要支援児童であることや支援の状況を共有して支援することが必要です。
- 事業所が、連携先と双方で支援状況を年1回以上共有し、文書で記録する必要があります。
- 個別支援計画への記載が必要です（保護者が虐待者である等、保護者への説明が適当でない場合はその旨記録をとるなど慎重に対応すること）。

個別サポート加算Ⅱとは

虐待等の要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関や、要保護児童対策地域協議会、医師との連携を行うことへの加算

医療連携体制加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑬

- 当該障がい児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画に記載する必要があります。
- 医師の指示書や看護記録が必要です。
- 当該障がい児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告してください。

医療連携体制加算は、医療機関等との連携により、当該医療機関等から看護職員を訪問させ、利用者に看護を提供した場合や認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に算定できます。

延長支援加算

報酬の留意事項通知 第二 2. 障害児通所給付費等（1）の⑮

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 5 時間（放課後等デイサービスは、平日は 3 時間）を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援加算の請求が認められます。

	障がい児	重症心身障がい児 医療的ケア児
1 時間以上 2 時間未満	92単位/日	192単位/日
2 時間以上	123単位/日	256単位/日
30分以上 1 時間未満	61単位/日	128単位/日

※なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において重症心身障がい児に対し支援を行う場合等については、従前の延長支援加算と同様、事業所の運営規程に定める営業時間が 8 時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定します。

延長支援加算の見直し2 【要届出】

- 個別支援計画別表に定める計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由に関わらず、実利用時間により算定します。
- 延長支援の算定に当たっては、1時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施をすることが必要です
(30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できます。)
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、計画時間の前後いずれも1時間以上となるよう計画的に実施する必要があり、前後の時間を合算して1時間以上では算定できません。

延長支援加算の見直し3 【要届出】

【対象：児童発達支援、放課後等デイサービス】

- 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上を配置することが必要です。（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置することが必要です。配置する人員は児童発達支援管理責任者でも可とします。）
- 延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とします。延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽、延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できます。ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとします。

関係機関連携加算

報酬の留意事項通知 第二２・障害児通所給付費等（１）⑮の２

この加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、児童が日々通う保育所や学校等、利用児の状況によっては児童相談所や子ども家庭センター、医療機関、その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定できます。

- あらかじめ当該障がい児の通所給付決定保護者の同意を得ること（個別支援計画等）
- 関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- 相談を行った記録(日時、対象、対応職員、場所、相談内容等)を残す必要があります。

加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)の同一月の算定は不可。

多機能型事業所の場合、同一児童にかかる関係機関連携加算の算定は、各サービスで併せて月1回まで。

加算(Ⅰ)：保育所や学校等と個別支援計画の作成や見直しに関する会議を開催又は参加し、連携して個別支援計画を作成すること。

加算(Ⅱ)：保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと

加算(Ⅲ)：児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと

加算(Ⅳ)：就学先の小学校や就職先の企業との連絡調整・相談援助を行うこと

以上で、令和7年度 指定障がい福祉サービス事業者等集団
指導 児童編を終わります。

大阪市HPで、今回のスライド資料や その他 参考資料等を
掲載していますので、あわせて御確認ください。

なお、受講後は、「大阪市行政オンラインシステム」で受講
報告をお願いします。

